第三十九条の十八第三項中「第十九項及び第二十五項」を「第十七項及び第二十三項」に改め、同条第四項中「第二十項、第二十六項」を「第十八項、第二十四項」に改め、同条第五項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同条第七項中「又は連結事業年度」及び「（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第六十八条の九十一第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「係る法第六十六条の七第一項」を「係る同項」に改め、「（法第六十八条の九十一第一項の規定の適用を受けた場合で、その適用を受けた後最初に法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三号に掲げる金額）」を削り、同項第一号中「（以下この項」を「（次号」に改め、「又は第三十九条の百十八第九項」を削り、「法第六十六条の七第一項又は第六十八条の九十一第一項」を「同条第一項」に、「。以下この項」を「。同号」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第二号中「法第六十六条の七第二項の規定の適用がある場合には、その内国法人が当該外国関係会社の当該課税対象年度の法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額に相当する金額、当該部分課税対象年度の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象年度の同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受けた連結事業年度」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項中「前二項」を「前項」に改め、「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、「（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「又は第十一項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「調整国外所得金額」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、同令第百四十八条第四項に規定する加算前国外所得金額）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「調整国外所得金額」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、同令第百四十八条第四項に規定する加算前国外所得金額）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「又は第十一項」及び「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、「第十二項」を「第十一項」に改め、「調整国外所得金額」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、同令第百四十八条第四項に規定する加算前国外所得金額）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項中「第六十六条の七第三項」を「第六十六条の七第二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第六十六条の七第三項に規定する政令で定める金額は、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に計算される個別計算外国法人税額とする。

第三十九条の十八第十九項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に、「第二十六項及び第二十七項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第二十七項」を「第二十五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第六十六条の七第五項及び第七項」を「第六十六条の七第四項及び第六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を削る。

第三十九条の十九第四項中「第六十六条の八第六項の」を「第六十六条の八第五項の」に、「同条第六項各号」を「同条第五項各号」に改め、「又は個別課税済金額（法第六十八条の九十二第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「又は連結事業年度の区分」を「の区分」に改め、同項第一号及び第二号中「第六十六条の八第六項第一号」を「第六十六条の八第五項第一号」に改め、同項第三号中「第六十六条の八第六項第二号」を「第六十六条の八第五項第二号」に改め、同項第四号中「又は連結事業年度」を削り、同条第五項中「第六十六条の八第五項」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　法第六十六条の八第五項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前十年内事業年度の課税済金額に、当該適格分割等の直前に当該分割法人等が有する同項の外国法人の請求権勘案直接保有株式等（内国法人が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）のうちに同条第五項の内国法人が当該適格分割等により当該分割法人等から移転を受ける同項の外国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

第三十九条の十九第七項中「第六十六条の八第十一項第一号に」を「第六十六条の八第十項第一号に」に改め、同項第一号中「、部分課税対象金額若しくは」を「、部分課税対象金額又は」に、「又は法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額（法第六十六条の八第十一項第一号」を「（法第六十六条の八第十項第一号」に、「同号に規定する前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度（同号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。第十一項において同じ。）」に改め、「又は連結所得の金額」を削り、同条第八項中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第一号」に改め、同条第九項中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第二号イ」に改め、同条第十項中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第一号」に改め、同条第十一項中「第六十六条の八第十項第二号ロ」を「第六十六条の八第十項第二号ロに規定する」及び「（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）」を削り、「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第十二項第二号ロ及びハ中「第六十六条の八第十一項第一号」を「第六十六条の八第十項第一号」に改め、同条第十三項中「法第六十六条の八第十三項」を「法第六十六条の八第十一項」に、「同条第六項の規定」を「同条第五項の規定」に改め、同項の表第四項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、「第六十六条の八第十三項」を「第六十六条の八第十一項」に、「同条第六項の」を「同条第五項の」に、「同条第十一項の」を「同条第十項の」に、「同条第六項各号」を「同条第五項各号」に改め、「又は個別課税済金額（法第六十八条の九十二第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同条第十三項」を「同条第十項第一号」に、「若しくは間接課税済金額（同条第十一項第二号ロ」を「又は間接課税済金額（同条第十項第二号ロ」に改め、「又は個別間接配当等（法第六十八条の九十二第十一項第一号に掲げる金額をいう。第六項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（法第六十八条の九十二第十一項第二号ロに掲げる金額をいう。第六項において同じ。）」を削り、同表第四項第一号の項中「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第六項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同表第四項第三号の項中「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第六項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同表第六項の項を次のように改める。